

第9回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年5月18日（水） 10:00～12:00
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	委員（五十音順、敬称略） 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功 山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) はじめに、条例事項である開示義務（不開示情報）について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 審議に当たって、ガイドラインや事務対応ガイド等の性質、不開示情報が条例事項とされている趣旨を確認したい。
- (福岡市) ガイドラインは、行政機関等における改正法の解釈を体系的に示したもの、事務対応ガイドは、改正法の解釈に加え、実務上の取り扱いなどについても示したもの、Q&Aは、具体的な事例を当てはめたものであり、いずれの資料も個人情報保護委員会が作成したものである。
 また、不開示情報が条例事項とされている趣旨としては、地域特性という部分で、情報公開条例に係る審査請求等における答申の積み重ねなども考慮したものではないかと考えている。
- (部会長) まずは現行条例第20条第2号イの取扱いについて質問や意見があればお願いする。
 当該規定については、改正法では、同法第78条第2号イで判断するということが、慣行として知ることができるということと、本人が開示することに同意しているということには差異があるようにも思われるが、どう考えるべきか。
- (委員) 改正法第78条第2項の条文を見る限り、あくまで情報公開条例との整合を図ることを可能とする趣旨であるから、現行の個人情報保護条例に、改正法にはない規定があることだけを理由に、施行条例に規定することはできないのではないかと。
- (委員) 同意には、明示の同意がある場合と、同意があったとみなせるような場合とがあり、後者は慣行の考え方と近いように思われる。
- (委員) 情報公開条例には当該規定はないが、これまでに審査請求で争点になったことはないか。
- (福岡市) そのような事例は承知していない。
- (委員) 確認だが、改正法が情報公開条例との整合を可能としているのは、各自治体に

おけるこれまでの答申の蓄積を踏まえた趣旨ということか。

(福岡市)

そのように理解している。

(委員)

開示について当該個人の同意がある場合について明文の規定がなくとも、慣行として請求者が知ることができる場合に開示されるのであれば、問題はないのではないか。

(部会長)

実務的には大きく変わらないと思うが、「当該個人の同意がある場合」という明文の規定から、「慣行として開示請求者が知ることができる」という規定で解釈するようになることについて、福岡市としては、どのように運用していくのか。

(福岡市)

現行の手引きのような形で、解釈・運用を示す必要があると考える。

(部会長)

本件については、事務の手引き等で具体的な解釈・運用を示し対応するということでよいか。

(委員)

異議なし。

(部会長)

次に、公務員等の氏名の開示について、質問や意見があればお願いします。

(委員)

公務員等の氏名を開示する旨を施行条例に規定しなかった場合、氏名は開示されないことになると思うが、情報公開条例との齟齬が生じてしまうのではないか。

(福岡市)

そのような齟齬が生じないよう、情報公開条例との整合を図る必要があるのではないかと考えている。

(委員)

現行条例に、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は除くとあるが、これはどのような場合を想定しているのか。

(福岡市)

職員の懲戒処分が職務の遂行に関連することであっても、氏名を明らかにすることで、当該職員が処分を受けたことが分かってしまうような場合は、氏名を非開示にすることとしている。

(委員)

改正法では、職及び職務遂行内容は必ず開示しなければならないとされているが、現行条例では、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、職と氏名を非開示とすることができることされており、情報公開条例も同じ規定であるため、整合を図る必要があるように思われる。

(委員)

改正法の条文には、公務員の氏名についての規定は一切ないのか。

(福岡市)

国は、条文の規定ではなく、各省庁間での申し合わせにより氏名を公開することとしており、慣行として公にされている情報として整理している。

(部会長)

国の解釈に共通する部分もあると思うが、福岡市においては、公務員等の氏名を、職務遂行の内容と同じように規定して、厳密に取り扱っているということか。

(福岡市)

職員の氏名の公開が争点となった、公文書公開請求の審査請求の事例もある。

(委員)

仮に改正法の規定のままにすると、これまでの福岡市の取り扱いと変わる可能性はあるか。

(福岡市)

そのように考えている。

(部会長)

公務員等の氏名は、一般の者が容易に調べることはできるのか。

(福岡市)

幹部職員の氏名については、福岡市においても、ホームページで公表しているが、一般職員については、職員録等が販売されていないので、容易に調べることは困難かと思う。なお、国の取扱いでは、氏名の開示対象から非常勤職員を除いているが、福岡市においては、非常勤職員であっても氏名を開示することとしている。

(部会長)

これまでの運用を踏まえて、公務員等の氏名の取扱いについては、情報公開条例との整合を図るということによいか。

(委員)

異議なし。

(部会長)

次に、市民生活の安全等に関する情報について、質問や意見があればお願いします。

(委員)

改正法に当該規定がないことについて、説明をお願いします。

(福岡市)

改正法第78条第1項第7号ロの解釈においては、個別の用語の解釈など共通す

る部分もあるが、ガイドラインや事務対応ガイド等の解釈を見ても現行条例と同じ趣旨だとは判断できない。

(部会長) 現行条例の規定は、具体的にどのような場面での適用を想定しているのか。

(福岡市) 例えば、住居の間取りが分かることで、個人や法人が犯罪被害を受ける場合などが想定されている。また、印鑑の印影については、個人情報として被覆しているものもあれば、銀行印等の場合は犯罪防止のために非開示にすることもある。

(部会長) これまでの運用を踏まえて、市民生活の安全等に関する情報については、情報公開条例との整合を図るということによいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) 改正法第78条第1項第7号イ・ロ・トは、条例にはない規定だが、条例との整合を検討する必要があるか。

(福岡市) 当該規定は、現行条例上では柱書で解釈している部分を具体化したものと認識している。

(部会長) 最後に、法令秘情報について、質問や意見があればお願いします。

他の法令の規定等により開示することができない情報については、不開示情報のいずれかの類型に当てはめることが可能であるため、施行条例に改めて明記する必要性はないということによいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(部会長) 不開示項目については、「個人に関する情報のうち公務員等の職務の遂行に係る情報」と「市民生活の安全等に関する情報」については、福岡市情報公開条例との整合を図ることを施行条例に規定すべき、「個人に関する情報のうち当該個人が開示することに同意していると認められる情報」については、解釈・運用を明確にすることで現行の取扱いとの整合を図るべきということによいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会